

『栄花物語』に於ける道兼女・二条殿の御方に

対する叙述態度

川 田 康 幸

序

「栄花物語」に記された道兼像成立の基盤・要因を考えるに当り、道兼女・二条殿の御方をぬきにしては語れないのではないかと疑問を呈した。^{註一} 道兼の薨去は正暦六年（九九五）五月八日。父道兼は女・二条殿の御方の生誕を知らずに薨去したらしい。^{註二} 「栄花物語」によれば、道兼の法事は次の如くであった。

粟田殿の御法事六月廿日の程なり。粟田殿にてせさせ給ふ。北の方やがて尼になり給ひぬ。「ただにもあらぬ御身」と人人間ゆれど、おぼしのままになり給ひぬるもことわりに見え給ふ。
（『栄花物語』巻第四「みはてめゆめ」本文は「栄花物語全註釈」八角川書店V—1—15—15頁。以下同。）

六月二十日に道兼の法事が執行され、その時北の方は妊娠中であつたと記す。北の方は夫・道兼の法事後、すぐに尼となつた。とすれば二条殿の御方の誕生は、いくら遅くとも翌長徳二年（九九六）の二月以前であらう。懐妊の状態を道兼が知っており、心待ちにしていたとすれば、^{註三} 正暦六年の秋頃とも考えられる。この二条殿の御方の宮仕えが、威子の入内の時期であつたとすれば、寛仁二年（一〇二〇）二月頃と言える。^{註四} 二条殿の御方は時に二十三〜四歳であつた。

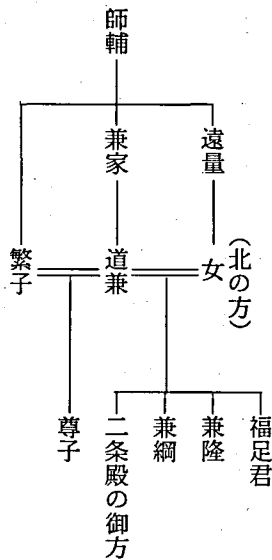
この後一条天皇の中宮威子に宮仕えした、二条殿の御方を詳細に調査する事により、「栄花物語」の道兼像の造形の

一部分に検討を加えて、成立の基盤を明らかにしたい。

一、二条殿の御方と道兼の子供達

道兼の子供達について「尊卑分脈」では、兼隆・兼綱・兼信・尊子の四人を記す。^{註五}「大鏡」並びに同裏書によれば、藤原遠量女の腹に、福足君・兼隆（次郎）・兼綱（三郎）・二条殿の御方（後一条院中宮女房）の四人、藤原繁子の腹に尊子（くらべやの女御）の一人、計五名。「栄花物語」の中では断片的に、「大鏡」にみられる事が記されている。これを整理すると次の如くなる（系図一）。

（系図一）



福足君は兼家の長男であり、若くして死んでいる。福足君の死については、

くちなはれうじたまで、そのたゝりにより、かしらにものはれて、うせたまひにき。

と、蛇をいじめた祟りで頭に腫物ができて死亡したと記す。「栄花物語」では正暦元年（九九〇）正月の記事に引き続き、

（「大鏡」第四卷「道兼伝」二〇〇頁。）

ふくたり君と聞えし、一昨年註六の八月にわづらひてはかなう失せ給ひにしかば、口惜しき事におぼすべし。いみじうさがなくて、世の人に安くも言ひ思はれ給はざりしかばにやとぞ、人も聞えける。
(一三三頁)

と、死亡の原因は記さないが、永延二年(六〇〇)八月に死去註六した事を記す。福足君は大層「さがなく」、世間の評判もあまりよくない。「大鏡」「道兼伝」の中でも「いとあさましうまさなうあしくぞおはせし。」と、大層評判が悪い。「小右記」によれば、父道兼二十九歳の時に死亡した事になる。

二男・兼隆卿は、永観三年(六六五)、道兼二十五歳の時の子供である。註七「公卿補任」によれば、正暦六年(九九五)に十一歳で従五位下に叙された後、長保四年(一〇三二)一月三十日に十八歳で、成房の出家替として右中将に任ぜられると共に、従三位に叙され公卿に列している。その後寛弘五年(一〇〇六)には参議、長和二年(一〇三三)に正三位、同四年に従二位、寛仁三年(一〇二九)十二月に権中納言、治安三年(一〇三三)十二月に正に転じ、長元八年(一〇三五)一月に五十一歳で致仕している。兼隆は源扶義女との間に、兼房・定房・円意・行禅等の子供を儲けている。註八

三男・兼綱は、「尊卑分脈」によれば、天喜六年(一〇五〇)に七十一歳で卒去しており、逆算すれば、永延二年(六六六)の誕生。道兼二十八歳の時である。兼綱は長和三年(一〇二四)五月十六日に、能信の叙従三位替として、蔵人頭に任ぜられた。註九この兼綱は道長が上表を奉る時の使として度々「御堂関白記」に登場する。註十兼綱は長和三年に従四位上で蔵人頭に任ぜられながら、参議に至る事はなかった。かえって兼綱の後に頭中将となった資平の方が、長和五年には後一条院の蔵人頭に引き続き任命され、寛仁元年(一〇七二)三月には参議となっている。註十一兼綱の方は長和五年正月十二日に、兄兼隆より中将を譲られて左中将に任ぜられたが、後一条天皇の蔵人頭に任ぜられることはなかった。兼綱は院の別当に任ぜられている。註十二しかしながら同年二月十三日には三条院の別当に資平が任命されたりしているが、兼綱の名は記されていない。註十三その後は兄兼隆の如く、参議に補されることもなく、「職事補任」に記されている従四位上から、「尊卑分脈」註十四

にみられる正四位下に至り、任所で死を迎えている。国司として任地に下り、そこで死を迎えるという、当時の受領層の人物としては一つの典型ともいえよう。また兼綱の四人の子供の母は次の如くである。但馬守能通女は隆綱の、但馬守源国挙女は祐康の、参議広業女は頼覚の、備後守源道成女は芳円の母という如く、受領層の女と言ってよいのではないか。

この兼隆、兼綱兄弟は、「大鏡」では次のように記す。兼綱については、

さてよき御風流とみえしかど、人のくちやすからぬものにて、「賀茂明神の御やめおひたまへり」といひなしてしかば、いと便なくてやみにき。この君の、頭とられたまし、いといみじく侍しことぞかし。頭になりておどろきよるこびたまふべきならねど、あるべきことにてあるに、

(第四卷「道兼伝」二〇〇—二〇二頁)

と、蔵人頭を被免されたと記す。また兄兼隆については引き続き、

粟田^{道兼}殿 花山院すかしおろしたてまつり、左衛門督、小一條院すかしおろしたてまつり給へり。みかど・春宮の御

あたりちかづかでありぬべきぞうといふ事のできにしぞ、いと希有に侍きな。たれもきこしめしりたることなれど、おとこぎみたちかくなり。

(第四卷「道兼伝」二〇二頁)

小一條院をだまして退位させた人物であると記す。だが「栄花物語」では兼隆が小一條院の退位事件に深くかかわっていたかどうかを記すことはない。詳しいことはわからないと言える。また兼綱が蔵人頭を被免されたと記すが、これもよくわからない。三条天皇の退位が長和五年正月二十九日。兼綱が蔵人頭として記されているのが長和五年正月十二日とすれば、長和五年一月の十二日から二十九日の十八日間、兼綱は蔵人頭を被免されたのであろうか。兼綱は後一條天皇の蔵人頭に任ぜられることや、参議に任ぜられることはなかった。また三条院の院司として別当に任ぜられたのが、一月二十九日の朝、三条院の讓位に先立って行なわれている。だが二月十三日の院司の任命では兼綱の名が記され

ていない。とすれば被免されたのは蔵人頭ではなく、三条院の別当という事ではないかとも思われる。それとも引き続き後一条天皇の蔵人頭に任命されなかったのを被免ととらえたのであろうか。「栄花物語」には兼綱は二条殿の御方の宮仕えの記事に顔を出す位である。非常に少ない。蔵人頭を被免された等ということは記されていない。

兼信については兼綱と母が同じで、従五位下であるという「尊卑分脈」の記事以外よくわからない。威子の女房として宮仕えをした二条殿の御方の同腹の兄達については以上の如き状況である。

二、くらべやの女御・尊子

二条殿の御方の異腹の姉に、くらべやの女御・尊子がいる。尊子は長徳四年（九八〇）二月十一日に、十五歳で一条天皇の後宮へ御匣殿別当として入内した。^{註十六} 逆算すれば永観二年（九八四）の誕生。父道兼はまだ若く、弱冠二十四歳。母は

師輔の女で「後の宮（詮子）の藤内侍のすけ」と呼ばれた藤原繁子である。尊子は長保二年（一〇〇〇）八月二十日に女御

となつてゐる。^{註十七} 翌長保三年正月には従四位下、寛弘元年（一〇〇四）六月従四位上に叙され、^{註十八} 寛弘二年正月十日には従三位

に至る。^{註十九} その後寛弘七年の正月二十日には研子と共に従二位に昇つてゐる。^{註二十} そして治安二年（一〇三三）十二月二十五日に

三十九歳で薨去した。^{註二十一}

この尊子について「大鏡」は、

女君は、故一條院の御めとの藤三位のはらにいでおはしましたりしを、やがてその御時のくらべやの女御ときこえし。のちに、この大藏卿通任のきみの御きたのかたにてうせさせ給にしかし。

（第四卷「道兼」
五二〇一頁。）

と、淡淡とその事実を記するという態度をとつてゐる。「大鏡」によれば、尊子の母・繁子は一条天皇の乳母であつたとがわかる。一条天皇は乳母子を女御にしたと言えよう。尊子はその後、参議大藏卿通任と再婚し、通任の北の方とな

り、死亡したのであると記す。この「大鏡」の叙述態度は「栄花物語」とはかなり異なる。そこで次に「栄花物語」の記述に検討を加えたい。

「栄花物語」中で、まず尊子について記す記事は次の如くである。

〔北の方には、宮内卿源盛なりける人の、女多かりけるをぞ、一人ものし給ひける。宮内卿は、九条殿の御子にぞおはしける。ことにたはれ給ふことなく、よろづをおぼしもどきたり。后の宮の藤内侍のすけの腹にぞ、御女一人おはすれど、何ともおぼさず。北の方の御腹に、男君達あまたおはするに、女君のおはせぬをいと口惜しきことにおぼすべし。

〔粟田殿源基の御女、藤三位繁子の腹の御君に裳著せさせ奉らんと、しければ、粟田殿心よりほかにおぼせど、さべういひしらせ給ふ。

〔この頃内には、藤三位繁子といふ人の腹に粟田殿の御女おはすれど、殿の、姫君おはせぬをいみじき事におぼいたりしかど、この御事をばことに知り扱はせ給はざりしに、むげにおとなび給ふめれば、三位思ひ立ちて内に参らせ奉り給ふ。三位は九条殿師輔の御女といはれ給ふめれば、この殿ばらもやむごとなきものにおぼしたれば、かやうにおぼし立ち参らせ給ふにも、にくからぬ事にて、はかなき事なども左大臣道長殿用意しきこえ給へり。さて参り給て、くらべやの女御とぞ聞えける。三位は今めかしき御おぼえにものし給ひける。年ごろ惟仲の弁ぞ通ひければ、それぞこの女御の御事もよろづに急ぎける。

この〔一〕〔三〕は、道兼の尊子に対する気持、心遣いを記している。〔一〕によれば、道兼は北の方・遠量女に女君を待ち望んでいた。だが繁子の生んだ女・尊子に対しては格別の愛情を持っていない。遠量女に女子がいなのは、「いと口惜しきことにおぼし」しているが、尊子に対しては「何ともおぼさず」という状態である。〔二〕は尊子の裳着の時の記事である。

この尊子の装着に関しては、繁子の方は大騒ぎをして準備をしているが、道兼の方は意外な事、思いもかけない事であると、いたって冷淡なのである。撰関家に生まれた女であれば、将来の后がねとして重要な位置にいたはずである。正妻の女では無いと言いながら、道兼には女は当時この尊子しかいなかった。道兼にとって唯一の女・尊子は、大切な大切な「后がね」ではなかったのであろうか。③の中でも、道兼は格別にこの尊子を世話をする事はなかったと記す。尊子の入内は母繁子と叔父道長、及び繁子の新しい夫・平惟仲が色々世話をし入内させたと叙述する。道兼は尊子に対し、愛情が薄く細やかではなかったのか。尊子を後宮に上げる事を考えなかったのか。それともできなかったのか。

尊子は前述した如く、永観二年（九八四）の誕生。「栄花物語」の記事の配列を信じれば、正暦四年（九九三）九歳の時に装着を行なったことになる。^{註二十一}道兼が右大将になった記事に引き続き記されているので、その方を重視すれば、正暦元年（九九〇）尊子六歳の時に装着を行なったことになる。女子の装着は、年齢は一定していないが、だいたい十二歳から十四歳頃が普通だ^{註二十三}。とすれば尊子六歳の時点での装着は早すぎる。また九歳であったと仮定したにしろ装着の年齢を想定した場合、若干若過ぎないか。

「栄花物語」で尊子が装着を行なったとする正暦四年は、装着に関しては注目すべき事が記されており、尊子の事と混同したのかとも推定されるがよくわからない。この正暦四年の二月二十二日に、時の撰政道隆の二・三・四の女君達の着裳と、冷泉院の四宮・敦道親王の元服・加冠が、東三条南院で行なわれた。^{註二十四}この道隆の女達は二女の原子（中姫君）は正暦四年当時十三歳、三女（三の御方）は十二歳、四女（四の君）は十一歳と推定される。^{註二十五}敦道親王は寛弘四年（一〇七〇）十月二日に二十七歳で薨去しており、^{註二十六}正暦四年当時十三歳であったことがわかる。

道隆の二の君・原子は正暦四年三月二十七日に入内しており、長徳元年（九八五）正月十九日には東宮のもとへ参上している。^{註二十八}原子は長保四年（一〇三三）八月三日に卒去しており、^{註二十九}「大鏡」では時に二十二〜三歳であったと記す。原子は着

裳して直ちに翌月入内した。

三の御方の方は同日に元服をした敦道親王を婿取っているが、仲が絶えてしまう。長徳二年（九六六）の頃には既に三の御方は実家の方ばかりに住んでいたらしい。註三十敦道親王は元服をして間も無く三の御方と結婚したと推定できよう。

四の君は御匣殿と呼ばれているのでやはり入内している。だが四の君がいつ頃から宮中の上っていたのかはよく判ら

ない。死去したのは原子と同年、長保四年（一〇〇三）六月三日。註三十一「大鏡」第四卷「道隆伝」には「式部卿のみやの御は、

しろ」と記し、『栄花物語』巻第五「浦浦の別」で「今宮の御後見」と記す。敦康親王の誕生は長保元年（九六九）十一月

七日である。註三十三御匣殿が敦康親王生誕以前から宮中で生活していたらしい事は「枕草子」の記事から窺うことができよう。

定子が職曹司へ遷られた後、清少納言が梅壺に残っていた。すると「局に、ひとりは、などであるぞ。ここに寝よ」と

御匣殿が清少納言を呼びよせている。これは長徳二年（九六六）二月二十五日過ぎの夜の出来ごとである。『栄花物語』

の中で「四の君の御方いと若うおはすれど、内の御匣殿と聞えさす」（巻第四「みはてぬめ」一四六八頁）と記す。この記事の年次は正暦

四年である。道隆は自分が関白に就任すると同時に、裳着の終了した四の君を、定子の話し相手として内御匣殿に任

じたのであろうか。

このように見てくると、正暦四年の尊子の裳着を急いだ「栄花物語」の記事は、道隆の女達の記事との混乱とも考えられる。あるいは、尊子に対する父道兼の愛情の無さを造形するための改変であったとも考えられないことはないのではないか。道隆の女達は裳着の後は、あまり期間を置かずに入内したり、婿を迎えているのである。ところが尊子は裳着の後、入内するまで足かけ六年という期間を有するのである。異常に長過ぎないか。

尊子の母繁子の立場でみてみたい。繁子が九歳の女の裳着を急いだのであるとすれば、その必然性は何か。正暦四年当時の摂政なり関白は道隆である。繁子が尊子の入内を計画していたとすれば、道隆と道兼の間は険悪にならないか。

繁子は尊子の入内を考えたのでは無く、婿を迎えようとしたのだとすれば、これもまた道兼にとっては良策とは言えない。道兼には当時女はこの尊子しか存在しなかった。とすれば道兼にとって尊子は大切な「后がね」ではあっても、婿を迎えさせる必要は皆無と言えよう。尊子は一条天皇なり、東宮なりの后がねとしては、年齢的にもふさわしい。尊子は時の帝一条天皇より四歳若い。また時の東宮より九歳年少であった。道兼にとっては当時まだ女の誕生をみない北の方を頼むより、尊子に頼んだ方が皇子誕生の確率は高い。

〔二〕の尊子裳着の記事の繁子や道兼の態度はいずれにしても考慮の余地があろう。また〔三〕の尊子の入内についても疑問の残る取り扱い方である。尊子の養育等について道兼は「ことに知り扱は」なかった。そこで道長や繁子の新しい夫・平惟仲が尊子入内に骨を折ったと記す。果してそうか。註三五道兼が関白になった正暦六年に、尊子はようやく十一歳である。父道兼にすれば、そろそろ女の裳着の準備を考える年齢に尊子が成長したのである。尊子の入内を考えるにはまだ少し早い。また道兼は四月二十七日に関白に就任はするが、翌五月八日には薨去してしまふ。註三六尊子の裳着や入内の手配を考慮する暇も無かった。

このように描写された尊子関連の叙述の中から浮び上がってくる構図は次の如きものであろう。その一つは、道長が故道兼の女・尊子に色々と気を配り入内させたことは、道長の心の広さを賛美するものではなかったのかということである。また、道兼が尊子に冷淡であったとくり返し記すことは、二条殿の御方への道兼の思い入れの強さを表わす。正妻ではない繁子腹の尊子が、望んでもほとんど叶えられぬ入内を果す。反面道兼の待ち望んだ正妻の生んだ二条殿の御方は、思いもかけなかった宮仕えの身となる。二条殿の御方の運命は強く読者の憐憫をさそうものである。

三、二条殿の御方

二条殿の御方は序にも記した如く、正暦六年の秋から翌長徳二年の二月頃までの間に誕生している。註二に記した如く道兼は二条殿の御方の顔さえ見ることができなかった。「大鏡」には二条殿の御方の記事は少なく、

御むかへばらに、ほとけ、かみに申てはられたまへりしきみ、いまの中宮威子に、二條殿の御方とてこそはさぶらひたまふめれ。
(第四卷「道隆」
伝二〇二頁)

と、神・仏に祈願して懐妊したこと。並びに中宮(威子)に宮仕えしていること。以上二点を短く記す。この部分に引き続き、註二引用の「大鏡」の本文が記されている。以上が全てである。二条殿の御方についての記事の分量は尊子とほとんど変わらない。非常に手短かに要点のみを記しているといえよう。

「栄花物語」で二条殿の御方に言及するのは前掲「さまざまのよろこび」の中で示した、北の方に女子の誕生のないことを残念に思っているという記事である。時に寛和二年(九八〇)頃の出来事であった。次が長徳元年(九九五)の記事の中で、

二条殿には北の方、日來ただにもおはせぬに、「この度は女君」と夢にも見え給ひ、占にも申しつれば、殿(道兼)いつしかと待ちおぼしつるに、かくめでたき御事さへおはしませば、「必ず女君」と待ち思ひきこえさせ給へるに、かうおはしますを、いかにくと殿の内ゆすりみちたり。女院尊子よりも御使隙なし。
(巻第四「みはてぬゆめ」
め十一頁一五二頁)

関白の宣旨を受けた後の道兼の様子を記す。道兼が女子の誕生を熱望していたことがよくわかる。また詮子より盛んに御見舞の使が来たと記す。この直後の五月八日に関白道兼は薨去し、六月二十日の程に道兼の法事があったと「栄花物語」中で語る。そして北の方は、続いて「ただにもあらぬ」身で「尼にな」った。「栄花物語」巻第四「みはてぬゆめ」

の巻末に記す中宮定子の懐妊から、巻第五「浦浦の別」における定子の出家、並びに脩子内親王の誕生と重なり合う部分の多い造形である。^{註二七} あわれを誘う物語である。即ち次の如き形をみることができよう。

(一) 失意の懐妊中のやんごとなき女性がいる。この人々の出家。

(A) 夫道兼を失った遠量女

(B) 父道隆の死と兄伊周の不法発覚した中宮定子

(二) 出家した母親の女兒出産

(A) 二条殿の御方

(B) 脩子内親王

(三) 片親を早くに亡す。

(A) 父道兼は誕生以前に既に薨去

(B) 母定子は脩子内親王五歳の長保二年十二月十六日に崩御^{註三十八}

まさに同じ構造をしていると言えないか。二条殿の御方と脩子内親の生誕に至る過程や、状況はまさに同じといえよう。松村博司氏は遠量女(二条殿の御方母)の出家を「不審」と説くが、以上述べてきた造形上・形態上の類似の意味するところは、おのずと判明しないか。

遠量女が「出家↓出産↓還俗」という過程を踏んだか否かは、史実の上からは「不審」としか言いようがない。だが、定子が「出家↓出産↓還俗」という過程を踏んだ事は事実であり、出産後還俗してから宮中に戻ったか否かは不明ではあるが、^{註三十九} 出産後宮中に戻っている。このようにみえてくると遠量女が「出家↓出産↓還俗」という過程の中で、出家した

か否かは、「栄花物語」の造形の上からは事実なのである。「栄花物語」の読者は、定子崩御後の定子所生の敦康親王や

内親王達のごとは充分承知してゐるのではないか。その定子所生の皇子達のごとが、二条殿の御方にも投影されてゐる。これは具体的に還俗の日時を指定することができなくとも、事實的には、結果的には還俗してゐることを示すものであろう。一方、二条殿の御方の母が、道兼の北の方から道兼の死後、左大臣顕光の北の方となり再婚してゐることは、これもまた事實なのである。

二条殿の御方母がいつ頃顕光の北の方となつたのかは不明であるが、『栄花物語』では

右大臣顕光方に御折し給ふ。粟田殿道兼の北の方、この殿顕光の北の方にておはす。御位も皆かくなりかはらせ給へるもいとあはれなり。

(卷第五「禰禰の別」
口十一七頁)

道兼の北の方も、右大臣であつた官職も全て顕光のものとなつたことに「あはれなり」と記す。これは『栄花物語』では長徳三年(九七〇)冬の記事として記されている。「大鏡」では単に

そのと道兼の、御北方、粟田殿道兼の御のちは、この堀川殿忠義公の御子の左大臣顕光の北方にてこそは、としごろおはすと、きゝた

てまつりしか。

(第四卷「道兼」
伝二〇二頁)

顕光と再婚したことを記す。「権記」の長保二年(一〇〇〇)八月二十日の条には、

入夜詣右大臣殿二條故(殿)相方辨室也、故二條殿女君着袴、依思舊意參向也、

夜になつてから右大臣顕光の所へ出かけ、故二条殿道兼女の着袴に出席してゐる。とすれば長保二年には二条殿の御方母は顕光と再婚しており、二条殿の御方も顕光と共に過してゐたと思われる。

このような母親出家後の誕生という「栄花物語」での道兼女・二条殿の御方の叙述のされ方は、彼女の未来を暗示するものであつた。定子は長徳二年(九七〇)五月一日に出家し、崩御する長保二年(一〇〇〇)十二月十五日の五年間に三人

の皇子・皇女を生む。その中の唯一の皇子・敦康親王は一条天皇の最初の親王であり、「栄花物語」の中では一条天皇や、伊周一族の期待（敦康親王立太子の）をあつめていたと記す。また中宮定子の死後、東三条院詮子あるいは中宮彰子等にも大切に育てられていた。ところが敦康親王は三条天皇即位の時や、小一条院の遜位の時等の立太子の機会を全て失う。将来を囑望されながら、立太子するのではないかという人々の期待に応えられなかった。「栄花物語」ではその読者の同情を強く呼び込む人物造形がされていないか。

一方、七日関白道兼女・二条殿の御方にしても同じである。彼女は摂関家の女の一人として誕生しながら、入内することもなく、同じ摂関家の女の一人である威子の女房として宮仕えする運命である。摂関家の女として誕生すれば機会があれば入内するのが常であつたらうに、彼女には入内の機会があつたらうことさえ「栄花物語」では記さない。二条殿の御方は一条天皇后半、寛弘年間には十分入内するにふさわしい年齢に達していた。一条天皇あるいは東宮への参上があつても不思議はない。二条殿の御方の異腹の姉・尊子は女御となつて一条天皇の後宮に入っている。尊子の母は道兼の正妻ではない。二条殿の御方の母の方が道兼の北の方なのである。また二条殿の御方にはかばかしい後見とは言えないが、寛弘五年（1006）・二条殿の御方十三〜四歳の時に参議に列した兄兼隆もいる。また義父とは言え、時の右大臣顕光もいる。右大臣顕光と時の左大臣道長の関係は悪くなく、道長にとっては顕光のような温厚で忠実な人物を次席の執政として下におくことは好都合であつた。また「栄花物語」の中では、尊子の入内に関して道長や義父の平惟仲が援助していることは前述した。

ところが二条殿の御方に関しては、懐妊中の記事が巻第四「みはてぬゆめ」の中に記されてはいるが、着袴の儀はおろか彼女の成長の過程は何も記されていない。彼女については巻第十四「あさみどり」の中で突然に登場する。それは道長と倫子の間になる第三女威子の入内の記事に引き続き、

かかる程に、かの粟田の姫君大人になり果て給ひにたれば、北の方、「いかで我ある折に、頼しうさべき様に見置

き奉らん」とおぼし宣へど、さべき事のめやすくおぼさるべきもなし。さりとなべての事をおぼすべきにもあら

ず。「いかに」とおぼし煩ふ程に、この督の殿より、(威子)せちに御消息聞えさせ給ふ。「なにかとおぼすべきにあら

つれづれの慰めに語らひきこえせん」などぞある殿の上の御消息など聞えさせ給ふを、この北の方「いかにせま

し」とおぼし乱れて、姫君に「己が行末も残少ければ、いかにもくして、いかで後やすくと思ひきこゆるに、こ

の宮わたりにかくせちに宣はすめるを、いかがおぼす」と聞え給へば、姫君ともかくも聞え給はで、うちそばみて

居給へるを、見奉り給へば御涙のこぼるるなりけり。北の方いとど塞きもあへ給はず、「あが君や、これをよき事

にはあらず、人のせちに宣ふ事なれば。故殿の歌物語を書き設けて、御調度をし設けて待ち奉り給しかど、御顔を

だに見給はずなりにしこと」と、言ひ続け泣き給へば、御前なる人人もゆゆしきまで泣きあへる程に、二位の宰相

参り給へり。
(卷第十四「あさみどり」
曰一四八五―六頁。)

すっかり成長した二条殿の御方のもとへ、威子のもとから是非にと、宮仕えを求める手紙が届いたことを記す。母親の

方はただ愚痴をこぼし掻口説くのみ。なす術を知らない。周囲に仕えている人々もただ泣くだけであったことを記す。

この後引き続き兄の二位宰相兼隆もただ泣くのみで、「かくせちに申させ給ふを、否とも侍らば、なにがしなどがため

にこそ便なく侍らめ。この御有様の尽くべき世も見え侍らねば。」(卷第十四「あさみどり」
り一四八八頁。)と、しきりに自分の身を案じて宮

仕するようにと妹や母親を責めたと叙述する。まさに哀れな話である。母親や兄は道長の威勢を怖れて、二条殿の御方

の宮仕えを急ぐのであった。二条殿の御方はあまりにも身勝手な兄や、頼ることもできない母親の姿を見て「いでや、

尼にやなりなまし」と思い乱れ、思案にくれたという。この二条殿の御方の宮仕えの哀話は、終始、父の遺言に背いて

註四十一

時の権力者である道長に宮仕えを求められ、自分勝手に頼りにならない兄兼隆。掻口説くのみ母親。思考を停止している顕光。このような状況の中で思い乱れる姫君。摂関家に生まれながら宮仕えせざるを得なかった伊周の中の君と同じ運命を迎えた二条殿の御方。彼女はまた尼となった中宮定子所生の皇子・皇女達の運命とも奇妙に重なり合う部分を有していた。だがこの暗くなりがちな二条殿の御方を救っているのは道長である。

道長は二条殿の御方の宮仕えを求める一方で、彼女の準備を何くれとなく「おどろしき」までに行なう。また二条殿を迎えるにあたっては、「大殿(道長)の御車を」引いてきている。そして威子のもとへ参上してからは、

二条殿の御方とて、いみじうかしづき据ゑ奉らせ給て、たはやすく殿の公達参りより給はず、いとやん事なき様にもてなしきこえ給ふ。

〔「栄花物語」巻第十四「あさとり」四九三頁。〕

並々ならぬ状態で、大切に取りあつたと記す。又、治安二年（一〇三二）七月十三日の法成寺御堂供養の参集時の、道長の女達の状況が描かれている。そこを「栄花物語」は、

十三日の夜さり、督(皇子)の殿・大宮(上東門院(皇子))、西殿におはしませば、一つ御車にて渡らせ給ふ。女房車ども、皆この西の廊におろさせ給ふ（中略）。中宮(威子)の御車には、二条殿の御方候ひ給ふ。皇太后宮(研子)の御車には、一品(皇子)の宮おはします。五の御方仕うまつり給へり。宮宮の女房、各二三人づつで候ふ。

〔巻第十七「おむがく」四二五頁。〕

中宮威子の車に二条殿の御方が同車していたと記す。まさに道長の女の如き取りあつかわれかたではないか。

このような二条殿の御方の「栄花物語」の中での造形は次の如くではないか。不幸な身の上での生誕、将来が暗示される。暗示された如く女房として宮仕えが待っていた。だが宮仕えをした家の主の配慮により、実の女にも劣らぬ手厚

い取りあつかわれ方をした。二条殿の御方を通して道長の素晴しさを表現したのではないか。

ところが、治安二年七月十三日の中宮威子の法成寺渡御の同乗者は二条殿の御方では無く、母后彰子であった。これは作者の記憶違いというより、意識的な改変の手が加えられていると見るべきであろうと松村博司氏は説く。註四十二まさにもの通りである。

一方、長保二年(1000)八月には道兼女で着袴を行なったものがいた。着袴する年齢からすれば二条殿の御方がふさわしいので、前に二条殿の御方とした。時に六歳か五歳。またその後長和四年(1015)八月二日に御匣殿別当となった故道兼の遺児の記録が残っている。註四十四二条殿の御方とすれば二十〜二十一歳。入内するには少し遅い位であろう。長和元年(1013)三月二十六日に典侍である道兼の「落子」の事が「御堂関白記」に記されているので、自称道兼の女や落子を含めると道兼に何人の女がいたのか不明であるとも言えよう。だが御匣殿別当となった女は、「故二条右大臣女子」と明記されており、世間でもはっきりと認知されていた。落子とは異なる。

三条天皇の御匣殿別当が三条院崩御の一年後、寛仁二年五月過ぎに「栄花物語」に記す二条殿の御方の如く、中宮威子の女房となったとすれば、物語の様相はかなり様変わりする。また母北の方が道兼の死後出家しなかつたとすれば、益々物語としてはつまらなくなってしまう。

即ち、道兼の北の方の生んだ女が、尊子に見られる如く道長の力によって入内する。三条院の崩御後、喪の明けるのを待って後一条天皇の中宮となるであろう威子に宮仕えする。彼女にとってはおかしい後見も無く、威子に宮仕えする事で、自己の保身を計った。天皇の崩御の後、女御達が様々な形で残りの人生を送っている。その中で「栄花物語」では、顕光女・元子と繁子の女・尊子が再婚した事を記す。非常に現実的に行動していると言える。

このように見てくると、二条殿の御方と御匣殿別当(長和四年の)は同じ人物の如く見えてくるのではないか。これ

が「栄花物語」の中で叙述されてゆくうちに変容した。つまり高貴な家で不幸な形で誕生した女が、最後は道長の手により実の女の如く大切に育てられた。読者は二条殿の御方に同情を持つと共に、結末では、大いに気が安まる。そしてまた道長の寛大さ偉大さに胸を打つという図式ではなかったのか。

註一 拙論「栄花物語」に於ける粟田関白道兼像―その成立の基盤―（信州豊南女子短期大学紀要第三号・昭和六十一年三月）

註二 「大鏡」第四卷「道兼伝」によれば「ち、殿、女子をほしがり、願をたてたまふしかど、御かほをだにえみたてまつりたまはずなりにき。」（本文は、岩波書店・日本古典文学大系。二〇一頁。以下同）と、道兼は女の顔を見る前に死んでいる。

「栄花物語」巻第四「みはてぬゆめ」にも詳しい。

註三 「栄花物語」巻第四「みはてぬゆめ」に「二条殿には北の方、日来ただにもおはせぬに、「この度は女君」と夢にも見え給ひ、占にも申しつれば、殿いつしかと待ちおぼしつる」（二一五二頁）状態であった事を記す。

註四 「栄花物語」巻第十四「あさみどり」では、威子の入内に引き続き、二条殿の御方の宮仕えの件が記される。

註五 「道兼公孫」

註六 「小右記」によれば、永祚元年（六六六）八月十三日の事である。

註七 「公卿補任」「尊卑分脈」の記事から逆算。

註八 「尊卑分脈」「道兼公孫」

註九 「小右記」によれば、蔵人頭に欠員が出た場合、「件頭事度々仰云、有闕之時、必可成給資平之由、以人被仰、」とある如く、資平が頭に任ぜられる順序であったろうものが、急に兼綱が任ぜられたのであると記す。資平は、翌長和四年二月に蔵人頭に任ぜられている。

註十 長和五年十月二日「申時上表、以兼綱為使」あるいは、寛仁二年二月五日「上表、以中將兼綱令奉」とある。

註十一 「公卿補任」・「職事補任」

註十二 「小右記」同日条によれば「兼綱任左中將、藏人兼隆讓、中將頭兼隆讓、中將」と記す。

註十三 「小右記」長和五年正月二十六日条

註十四 「小右記」

註十五 松村博司氏「栄花物語全注釈」(三)(角川書店・昭和四十七年六月)四一三頁。「敦明親王東宮退位の顛末」

註十六 「日本紀略」・「大鏡」裏書・「二代要記」

註十七 「権記」・「日本紀略」・「大鏡」裏書

註十八 「大鏡」裏書

註十九 「御堂関白記」・「大鏡」裏書

註二十 「御堂関白記」・「権記」等

註二十一 「日本紀略」・「大鏡」裏書等

註二十二 「栄花物語全注釈」(一)では正暦四年の事とする。「栄花物語」では、尊子の裳着に引き続き、正暦四年の事件を記す。尊子の裳着は道兼の右大将就任の記事に引き続き記されているが、その前の記事は、正暦三年の記事であり、年次が乱れている。

註二十三 中村義雄「王朝の風俗と文字」(塙選書・昭和三十七年)一四〇頁。

註二十四 「小右記」・「権記」・「日本紀略」・「小右記」同二十三日の条によれば、敦道親王の元服は「東対、道隆の娘達は「寝殿」で行なわれた。実資は「於對有御元服事、於寝殿有着裳、誠可驚佐事也」と非常に驚いた様子を記す。

註二十五 荻谷朴校注「枕草子」(新潮日本古典集成)下(昭和五十二年五月)第二百六十段「関白殿、二月廿一日」の頭注一九五頁一二において、正暦五年当事の推定年齢を示しており、それに準拠した。

註二十六 「権記」・「日本紀略」・「御堂関白記」等。

註二十八 「小右記」・「日本紀略」

註二十九 「權記」・「日本紀略」

註三十 「榮花物語」卷第五「浦浦の別」

註三十一 「榮花物語」卷第四「みはてめゆめ」、「大鏡」第四卷「道隆伝」

註三十二 「權記」

註三十三 「小右記」・「權記」等

註三十四 「枕草子」(日本古典集成)第七十八段「かへる年の二月廿余日」、並びに同段頭注六の中で、萩谷朴氏は「この時、御匣殿の御座所は梅壺の母屋にあつた」と推定する。

註三十五 角田文衛「承香殿の女御」(中公新書・昭和三十八年)第四章「元子入内」四三頁に、「尊子も魅力的な女性ではなく、天皇が乳母に対する義理から入内させられたのであろう。したがって、彼女に対する天皇の愛情は淡かったらしい。」とする。

註三十六 「日本紀略」・「公卿補任」

註三十七 松村博司氏は「榮花物語全注釈」(一)巻第四「みはてめゆめ」(四九)節の語釈の中で、遠量女の出家は、不審であると述べる。

註三十八 「權記」・「日本紀略」・「大鏡」裏書等。

註三十九 「小右記」長徳二年五月二日条や「日本紀略」によれば、定子の落飾は長徳二年五月一日、脩子内親王の誕生は「日本紀略」によれば長徳二年十二月十六日。「權記」長保二年十二月十六日の定子崩御の記事に「正暦元年春入内爲女御、冬立爲皇后、年十四、長徳□年有出家、其後還俗、所生皇子都廬三ヶ」と出家の後、還俗した事が記されている。ただし定子の還俗は明確には、いつと決める事はできない。定子が宮中に戻ったのは、「小右記」、「日本紀略」によれば、長徳三年六月二十二日。

註四十 角田文衛、前掲書第三章「父と母」三四頁。

註四十一 松村博司『栄花物語全注釈』(三) (昭和四十七年・角川書店) 卷第十四―(八) 補説「道兼女の宮仕え」四九五頁。

註四十二 「左経記」同日条「入夜皇太后宮行啓御堂、次大宮・中宮同輦、自上東門院遷御」また、「小右記」同十四日条「去夜母

后・中宮合乘輦從西院上東門渡給」

註四十三 「栄花物語全注釈」(四) (昭和四十九年角川書店) 卷第十七―(四) 補説「七月十三日夜の条の記述」二五九頁。

註四十四 「御堂関白記」同日条「此日内御匣殿宣旨下、故二条右大臣女子」とあり、「小右記」にも同様な記事が記されている。